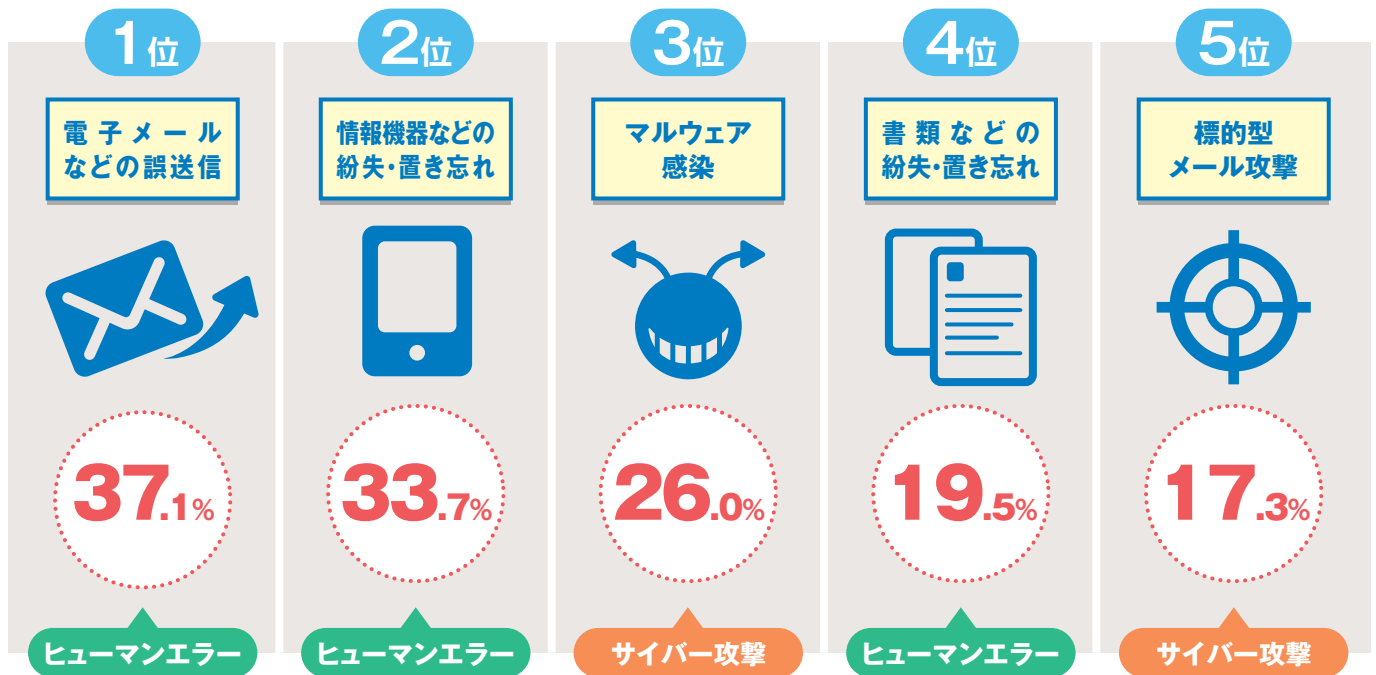


JATA会員の皆様へ

JATA「サイバーリスク保険」のご案内

情報セキュリティに関連する事件・事故は、最近の企業アンケートでもヒューマンエラーの割合が高いです。一方、サイバー攻撃も年々巧妙化し、かつ件数も増えており、完璧な情報セキュリティ対策を講じることは困難です。



出典：NRIセキュアテクノロジーズ「企業における情報セキュリティ実態調査2015」 国内3,000社の情報システム・情報セキュリティ担当者に対する郵送・Webアンケートより

ヒューマンエラーやサイバー攻撃により発生した事故に対応できる「JATAサイバーリスク保険」をご用意しました!

特長 1 セキュリティ事故に起因して発生した事件・事故の各種損害を**包括的に補償**します。
 損害賠償費用 危機管理対応費用 訴訟対応費用

特長 2 不正アクセス等が確定する前の、不正アクセス等の「おそれ」が発見された時の外部機関への調査依頼費用も補償の対象となります。調査の結果、不正アクセス等がなかったと判明した場合でも、外部調査費用を補償します。そのため早期に十分な調査ができ、被害拡散防止も期待できます。

特長 3 海外で提起された損害賠償請求訴訟についても補償します。

特長 4 IoT機器への不正アクセスやIoT機器から情報が漏えいした場合等の各種損害も補償します。

特長 5 お支払いする保険金については、**免責金額(自己負担額)**の設定がありません。

特長 6 「サイバーリスク総合支援サービス」がご利用いただけます。

JATA団体契約ならではの補償内容・保険料となります。是非ご検討ください。

ご契約プラン&保険料について

ご契約プラン 以下の3パターンからお選びください

プラン名	①ITユーザー条項 (基本補償)		②サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項				
	賠償責任 (支払限度額)		危機管理対応費用 (支払限度額)			訴訟対応費用 (支払限度額)	
	1請求・保険期間中		1事故・保険期間中			1請求・保険期間中	
プラン名	法律上の損害賠償金	謝罪対応・見舞金等	原因調査費用・コンサル費用等 (情報漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合)	原因調査費用・コンサル費用等 (左記以外)	データ復元費用	クレジットモニタリング費用	訴訟対応費用
高額補償プラン	3億円	1億円	1,000万円	1,000万円	500万円	1,000万円	
標準プラン	1億円	5,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	1,000万円	
エコノミープラン	5,000万円	3,000万円	500万円	500万円	300万円	1,000万円	

※お支払いする保険金の額は、全ての保険金を合算して、①:「賠償責任(支払限度額)」で設定する保険期間中支払限度額が限度となります。※補償内容の詳細はP.5-P.6もご参照ください。

年間保険料表

保険料は、「売上高区分」と「プラン」で決定します。下記「保険料表」にて保険料をご確認ください。

【例】直近会計年度の年間売上高 2.5億円、標準プランの加入をご希望の場合：245,920円

保険料については、
(株)ジャタまでご相談ください

売上高区分	高額補償プラン	標準プラン	エコノミープラン	売上高区分	高額補償プラン	標準プラン	エコノミープラン
5,000万円未満	74,970円	57,040円	49,340円	30億円以上40億円未満	874,830円	668,780円	503,950円
5,000万円以上1億円未満	145,830円	109,960円	85,640円	40億円以上50億円未満	946,760円	723,760円	545,390円
1億円以上3億円未満	327,580円	245,920円	189,910円	50億円以上60億円未満	1,018,680円	778,750円	586,810円
3億円以上5億円未満	407,280円	305,760円	235,190円	60億円以上70億円未満	1,090,620円	833,750円	628,250円
5億円以上10億円未満	529,560円	397,550円	305,050円	70億円以上80億円未満	1,162,560円	888,730円	669,680円
10億円以上20億円未満	666,230円	500,160円	383,780円	80億円以上90億円未満	1,202,840円	919,530円	692,890円
20億円以上30億円未満	802,890円	613,780円	462,500円	90億円以上100億円未満	1,243,120円	950,320円	716,090円

※売上高は、直近会計年度の売上高となります。

ご加入方法

1. 加入依頼方法	2. 保険料お支払い方法	3. 締切日
<p>ご加入タイプ決定後、添付「加入依頼書」に必要事項をご記入・捺印のうえ、はじめにFAXにて(株)ジャタまでご返信ください。(本紙も必ず郵送にてご返送ください。)</p> <p>FAX 03-3504-1753 〒100-0013 千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4F (株)ジャタ「JATAサイバーリスク保険 団体契約」係 TEL:03-3504-1751</p>	<p>下記口座にお振り込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 普通 5000509 シャ)ニホンリョコウギョウキョウカイ 	<p>申込/振込 締切</p> <p>2017年 11月22日(水)</p> <p>※締切までに手続きが間に合わなかった場合、12月1日より保険を開始できないことがあります。ご注意ください。</p>

保険期間・被保険者の範囲について

保険期間

2017年12月1日午後4時～2018年12月1日午後4時
(中途加入も可能です。(株)ジャタまでお問い合わせください。)

被保険者の範囲

①記名被保険者(貴社)
②記名被保険者の役員または使用人(①の業務に関する場合に限り。)

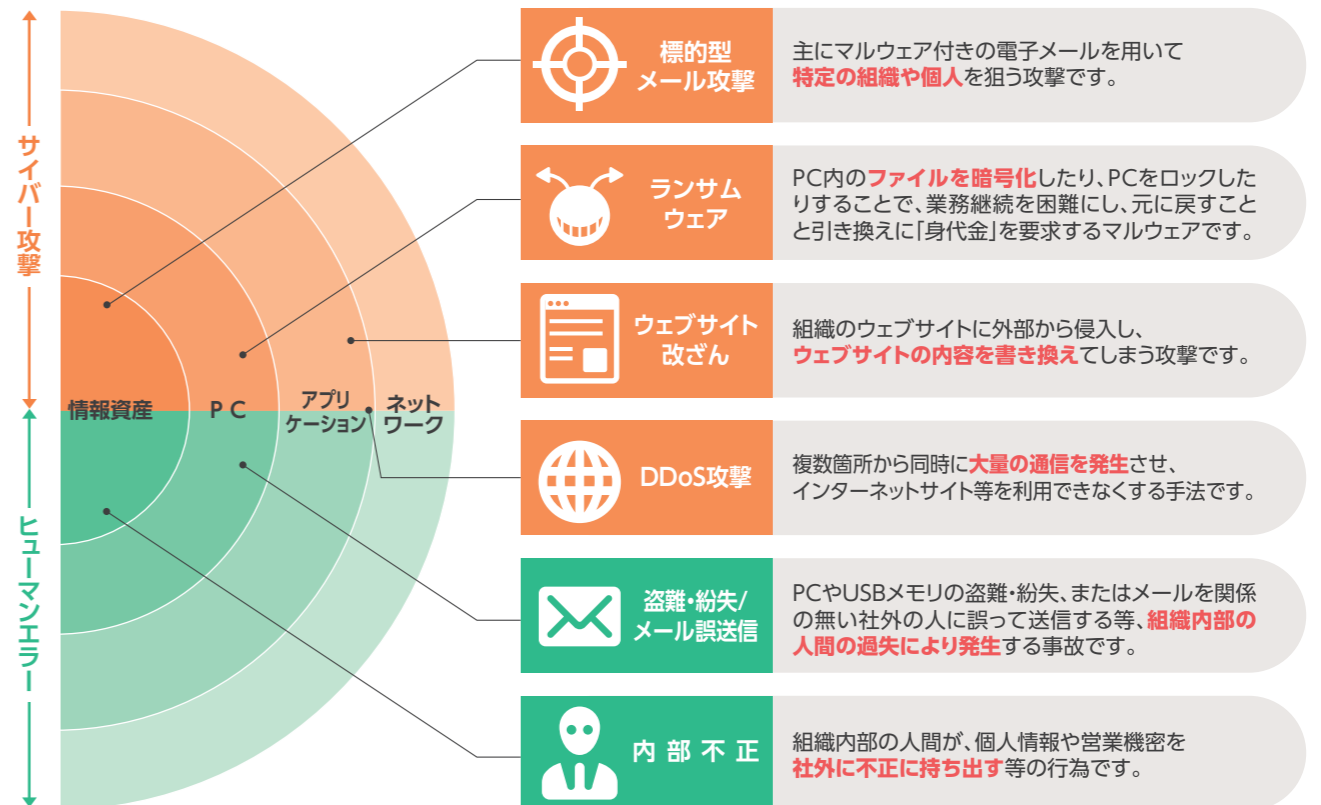
もしサイバー攻撃による事故が起こったら

不正アクセス等の初動対応および事故対応には、多額のコストが発生します。

事故対応プロセス(例)



情報セキュリティへの備えは大丈夫ですか?



サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を **包括的に補償** します。



不正アクセス等の攻撃を完全に排除することは難しく、企業としてのリスク管理体制の構築は急務です。
万が一の事態に備え、「JATAサイバーリスク保険」をおすすめします!

JATAサイバーリスク保険の特徴

特長1 賠償責任・事故対応費用を包括的に補償します

損害賠償責任に関する補償

記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等(ITユーザー行為)に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 他人の事業の休止または阻害
- ② 他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ③ 情報の漏えいまたはそのおそれ(紙または磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについてはITユーザー行為に起因するかどうかは問いません。)
- ④ 人格権侵害 ⑤ 著作権の侵害 ⑥ その他の不測の事由



危機管理・訴訟対応 対応費に関する補償

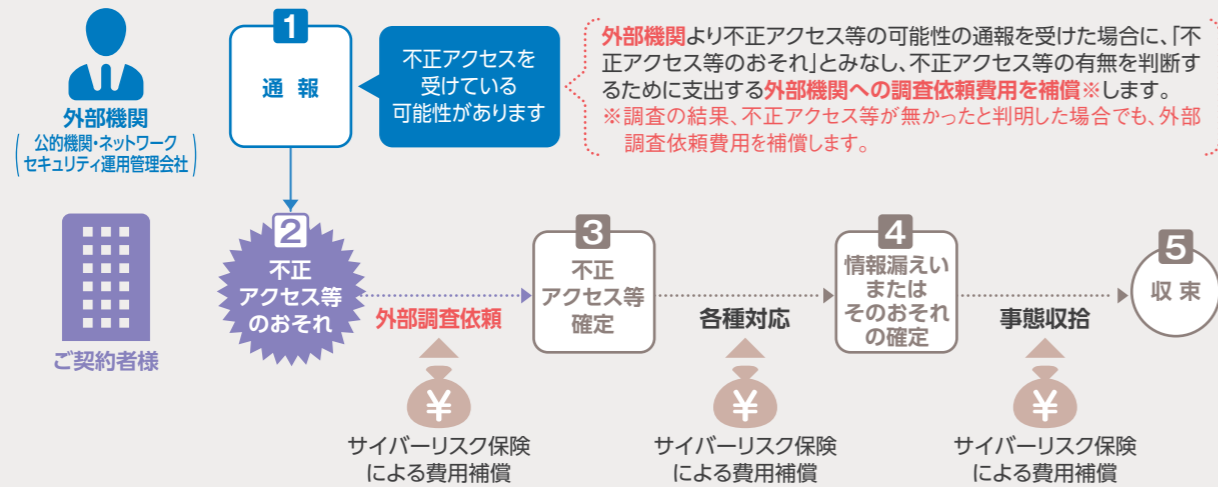
情報漏えい、不正アクセス等に起因して一定期間内に生じた危機管理対応費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

① 謝罪対応費用・お見舞金費用	マスメディアを通じて説明・謝罪を行う費用や、被害者へのお見舞金費用など
② 原因調査費用・コンサルティング費用	不正アクセスの原因調査費用や、事故発生時のコンサルティング費用など
③ データ復元費用	セキュリティ事故により消失または損壊したデータの復元費用
④ クレジットモニタリング費用	情報が漏えいしたクレジット情報について、その不正使用を監視する費用
⑤ 訴訟対応費用	損害賠償請求訴訟に対応するための各種費用(臨時雇用費用など)



特長2 不正アクセス等が確定する前の、「不正アクセス等のおそれ」が発見された時の外部機関への調査依頼費用も補償の対象となります

● 事故発生から収束までの一般的な対応フロー



期待効果 外部調査依頼費用を保険金で賄うことで、早期に十分な調査ができ、被害拡散防止も期待できます。

特長3 海外で提起された損害賠償請求訴訟も補償します

ネットワークは世界中に繋がり、国境は有りません。訪日外国人数は増加傾向にあり、突然海外から訴訟提訴される可能性もあります。

特長4 保険金のお支払いに際し、自己負担がありません

JATAサイバーリスク保険なら、保険金お支払い時の自己負担額はありません。費用負担をご心配されることなく、保険ご請求が可能です。

特長5 「サイバーリスク総合支援サービス」をご利用いただけます

サイバーリスクに関連した、「情報・ツール提供サービス」「ベンチマークレポートサービス」「簡易リスク診断サービス」「専門事業者紹介サービス」を通じ、【平時】/【事故発生時】の両方で、総合的なサポートをご提供します。

サービス	概要	ご利用対象	提供主体
情報・ツール提供サービス(無料)	1 情報提供サービス	サイバーリスク保険ご契約者様限定	東京海上日動サイバーリスク情報センター
	2 ツール提供サービス		
ベンチマークレポートサービス(無料)	3 ベンチマークレポートサービス		
	4 定性リスク診断サービス	どなた様でもご利用いただけます	東京海上日動
	5 定量リスク診断サービス		
専門事業者紹介サービス	6 平時の紹介サービス		東京海上日動サイバーリスク情報センター
	7 有事の紹介サービス		

商品構成について

商品構成	主な補償内容
賠償責任保険普通保険約款 + 情報通信技術特別約款	(1) ITユーザー条項 (基本補償) (*1) 損害賠償金争訟費用等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (全件付帯) 危機管理対応費用 訴訟対応費用

(*1) IT業務条項不担保特約条項が付帯されており、「IT業務」は補償対象外となります。以下に記載する「IT業務」を営まれる場合は、予めご連絡ください。

IT業務:他人のために請け負ったソフトウェア開発業務や、他人が使用するためのネットワークの管理業務等をいいます。

- a. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 b. 情報処理サービス業務 c. 情報提供サービス業務
d. ポータルサイト・サーバ運営業務 e. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務
f. インターネット利用サポート業務 g. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 h. その他a~gに準ずる業務

補償の詳細内容① (ITユーザー条項 (基本補償))

保険金をお支払いする場合

記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等 (ITユーザー行為) に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

- ① 他人の事業の休止または阻害
- ② 他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ③ 情報の漏えいまたはそのおそれ (紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等) によるものを含み、これらについてはITユーザー行為に起因するかどうかは問いません。
- ④ 人格権侵害 ⑤ 著作権の侵害 ⑥ その他の不測の事由

※日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

支払限度額等

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をはじめ、ITユーザー条項 (基本補償) で引受保険会社がお支払いする賠償責任に関するすべての保険金は、合算して、ご契約時に設定した支払限度額が限度となります。また、この保険契約においてお支払いする保険金の額は、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約でお支払いするすべての保険金も合算して、保険期間中支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用・訴訟費用等 (訴訟に限らず調停・示談なども含みます)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法

免責金額はありません。合計額に対して、保険金をお支払いします。

補償の詳細内容② (サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項)

危機管理対応費用

● 保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故に起因して事故対応期間 (*1) 内に生じた危機管理対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合に限りです。
(*1) 被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

セキュリティ事故とは

次の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます。ただし、下記に記載の危機管理対応費用のクまたはケの費用のうち、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用についてのみ、不正アクセス等のおそれを含みます。
記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等 (ITユーザー行為) に起因して発生した次のいずれかの事由
ア. 他人の事業の休止または阻害
イ. 他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
ウ. 情報の漏えいまたはそのおそれ (紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等) によるものを含み、これらについてはITユーザー行為に起因するかどうかは問いません。
エ. 人格権侵害 オ. 著作権の侵害 カ. その他の不測の事由

※被保険者がセキュリティ事故を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を引受保険会社に書面でご通知ください。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

● お支払いの対象となる費用 (危機管理対応費用) の種類と支払限度額等

次の費用のうち、セキュリティ事故に対応するために直接必要なものをいいます。ただしその額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。

費用の種類	支払限度額	
	1被害者・被害法人	1事故・保険期間中
ア. 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用 (説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます)。ただし、イ以下に規定するものは除きます。 イ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ウ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 エ. 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ. 記名被保険者が他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用	—	—
カ. 情報の漏えいまたはそのおそれが発生した被害者に対して謝罪のために支出する次の費用。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。(*1) (ア) 見舞金 (イ) 金券 (保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。) の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用 (被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。)	被害者1名につき 500円	—
キ. 被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞い品の購入費用 (被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。)(*1)	被害法人1社につき 3万円	—
ク. セキュリティ事故発生時の以下の費用 (ア) 特別約款において保険金の支払対象となる事由または不正アクセス等の原因調査のために支出する費用 (イ) 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、不正アクセス等が生じていた場合に限りです。 (ウ) セキュリティ事故に関して支出する弁護士報酬 (保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます) ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 (エ) セキュリティ事故発生時の対策もしくは再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 (オ) 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用。ただし、不正アクセス等が生じていた場合に限りです。 (イ) セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、次のいずれかの事由により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合 ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等 (文書によるものに限りです) ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付 (ii) 上記 (i) 以外の場合 (結果として (i) に該当する場合を除きます)	—	① 高額補償プラン 1億円 ② 標準プラン 5,000万円 ③ エコノミープラン 3,000万円
ケ. 不正アクセス等のおそれが次のいずれかによって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する外部機関への調査依頼費用 (不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用を含みます。)。ただし、不正アクセス等が生じていた場合を除きます。 ① 公的機関からの通報 (不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。) ② 記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告	—	① 高額補償プラン 1,000万円 ② 標準プラン 1,000万円 ③ エコノミープラン 500万円
コ. セキュリティ事故により消失もしくは損壊したデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。	—	—
サ. 情報が漏えいした被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。	—	① 高額補償プラン 500万円 ② 標準プラン 500万円 ③ エコノミープラン 300万円

(*1) セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合において、引受保険会社が保険金をお支払いするのは、次のいずれかの事由により、情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限りです。
① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等 (文書によるものに限りです。)
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付
※個々の費用について、損害額を保険金としてお支払いします。ただし、上記支払限度額が限度となります。免責金額は適用いたしません。
※この契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、ITユーザー条項の賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

訴訟対応費用

●保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者が保険期間中に損害賠償請求をなされた場合に限りです。

●支払限度額等

	1請求	保険期間中	免責金額
支払限度額	1,000万円	1,000万円	なし

※下記「お支払いの対象となる費用」の損害額に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
※この契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、ITユーザー条項の賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

●お支払いの対象となる費用

次の費用のうち、損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。詳細は、団体の代表者にお渡しする保険約款でご確認ください。

- ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- イ. 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
- ウ. 増設コピー機のリース費用
- エ. 意見書・鑑定書の作成費用
- オ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

保険金のお支払い対象とならない場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、団体の代表者にお渡しする保険約款でご確認ください。

【共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・地震、噴火、津波
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 等
- 【ITユーザー条項・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約 共通】
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ・ネットワークを構成する機器・設備、プログラムまたはソフトウェアの耐用年数を超えた使用
- ・所定の期日までに記名被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災、破裂または爆発 イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動
- ・被保険者が第三者に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた請求
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかどうかにかかわらず、業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・IT業務の遂行 等
- 【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約】
- ・被保険者相互間における損害賠償請求

お問合せ先

【取扱代理店】

株式会社ジャタ

〒100-0013千代田区霞が関3-3-3全日通霞が関ビル4F
TEL: 03-3504-1751 / FAX: 03-3504-1753
URL: <http://www.yu-jata.com>

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 旅行業営業部 営業第一課
東京都中央区銀座5-3-16 / TEL: 03-5537-3491

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<ご加入時の確認事項>

私は、契約者である一般社団法人日本旅行業協会の正会員または協力会員であることを確認の上、団体に対して東京海上日動火災保険(株)を引受保険会社とするサイバーリスク保険に下記の通り加入依頼申し上げます。
また、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認のうえ同意します。

JATA「サイバーリスク保険」加入依頼書

加入依頼日	年 月 日		(所在地・会員名・代表者名はゴム印可)	
所在地 ☆ 会員会 (加入者兼被保険者) 代表者名	〒			ご加入時の 確認事項 確認印兼用 印
種別・登録No.	種別	登録No.		
ご加入プラン (いずれかに○)	高額補償プラン	標準プラン	エコノミープラン	
☆ 直近会計年度の売上高※1	千円			
保険料 (パンフレット「保険料表」をご覧ください)	円(10円単位)			
過去5年間の事故歴 (不正アクセスやHPの改ざん)	有		無	

※1 直近会計年度の売上高が分かる資料(決算書・損益計算書等)につき、合わせてご提出をお願いいたします。
申告いただいた売上高が実態と比べて過少の場合、保険金が削減払される可能性があります。なお、新設企業で直近売上高が無い場合、「事業計画書」等で定めている見込売上高をご申告ください。ご不明な点につきましては、(株)ジャタまでご連絡ください。

ご担当者	所属	
	お名前	
	ご連絡先	TEL. FAX.

●保険期間：2017年12月1日午後4時から2018年12月1日午後4時まで

*JATAの正会員、協力会員から脱退される場合にはご連絡をお願いします。

★【告知事項申告書】

1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことはありますか。 (過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ
2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生することを知っていますか。 (過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ
3. 上記1.または2.のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を下記にご記入ください。		
4. 他の同種の保険契約または共済契約がありますか。	あり	なし
5. 上記4.が「あり」の場合は その具体的な内容をご記入ください。	会社名	保険等の種類
	満期日	支払限度額(保険金額)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

本紙はパンフレットと一緒に保管してください。

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

(危機管理対応費用)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(危機管理対応費用以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金を除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社から保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

(告知義務)

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

(通知義務)

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

(重大事由による解除について)

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできない

ことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

(他の保険契約等がある場合)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(代理店の業務)

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

(保険会社破綻時の取扱い)

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(補償の重複に関するご注意)

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

この保険は、一般社団法人日本旅行業協会を契約者とし加入会員企業を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、一般社団法人日本旅行業協会が有します。このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容をご希望される場合は、代理店までご請求ください。また、保険金のお支払い条件・ご加入手続き、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。